

能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、能登の里山里海や観光地が点在する能登半島沿岸部を通る国道249号や県道などの能登半島絶景海道について、周遊観光の促進・「道の駅」の集客強化、サイクルツーリズムの活性化及び魅力ある風景街道の創出など、各施策を具体化し、創造的復興を目指すことを目的とする。

(検討事項)

第3条 検討会は、次の事項について検討を行う。

- ・能登半島絶景海道の創造的復興に向けた周遊観光の促進に関する検討
- ・「道の駅」の集客強化に関する検討
- ・サイクルツーリズム活性化に関する検討
- ・魅力ある風景街道の創出に関する検討
- ・その他必要な事項

(構成)

第4条 検討会の委員は、別紙の委員で構成する。

2. 委員の追加・変更は、検討会の承認を得るものとする。

(アドバイザー・オブザーバー)

第5条 検討会にアドバイザー及びオブザーバーを置くことができる。

2. アドバイザーは、専門分野における助言等を行う。
3. オブザーバーは、検討会に出席して意見を述べることができる。
4. アドバイザー・オブザーバーの追加・変更は、委員長がこれを決定する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、検討会での検討が完了するまでとする。

(委員長)

第7条 委員長は委員の互選により決定する。

2. 検討会の委員長は、検討会の会務を総括する。

3. 委員長が職務を遂行できない場合は、委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(検討会の運営)

第8条 検討会は、委員長の発議に基づいて開催する。

2. 検討会は、運営にあたり必要な資料等を事務局に求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人情報など公開することが望ましくない情報を漏らしてはならない。

また、その職務を退いた後も同様とする。

(検討会の公開について)

第10条 検討会は公開とする。なお、検討会開催後に資料及び議事概要を国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所ホームページにて公開する。

(事務局)

第11条 事務局は、石川県土木部道路建設課、石川県土木部道路整備課、石川県奥能登土木総合事務所、石川県中能登土木総合事務所、国土交通省北陸地方整備局能登復興事務所及び国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所に置くものとする。

(その他)

第12条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。また、本規約の改正等は、出席委員の過半数の賛同をもって行うことができるものとする。

(付則)

1. 本規約は、令和7年2月3日から施行する。

別紙

能登半島絶景海道の創造的復興に向けた検討会 委員名簿

※敬称略

	氏名	所属	備考
委員長	藤生 慎	金沢大学 准教授	
有識者委員	片桐 由希子	金沢工業大学 准教授	
	山中 英生	徳島大学 研究部長	
	刀祢 秀一	奥能登岬みちづくり協議会 会長	
	臼井 純子	北陸風景街道交流会議 アドバイザー	
	竹内 政則	石川県観光連盟副理事長	
行政委員	能登 茂和	石川県 土木部 道路建設課 課長	
	小寺 基	石川県 土木部 道路整備課 課長	
	土橋 順一	石川県 文化観光スポーツ部 観光戦略課 課長	
	赤坂 利勝	七尾市 建設部 土木課 課長	
	延命 公文	輪島市 建設部 土木課 課長	
	大宮 準司	珠洲市 環境建設課 課長	
	金谷 康宏	穴水町 地域整備課 課長	
	鏡島 敏雄	能登町 建設水道課 課長	
	山内 勉	志賀町 まち整備課 課長	
	長田 英和	国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路調査官	

アドバイザー

	氏名	所属	備考
	石田 東生	NPO 法人日本風景街道コミュニティ 代表理事	

事務局

石川県 土木部 道路建設課
石川県 土木部 道路整備課
石川県 奥能登土木総合事務所
石川県 中能登土木総合事務所
国土交通省 北陸地方整備局 能登復興事務所
国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所